

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。ただし、別表第6第4号の表新津地域福祉事務所津川地区センター長の項第24号の改正、同号の次に1号を加える改正並びに同項第25号及び第26号の改正は、平成30年10月1日から実施する。

平成30年8月10日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動後別表細目号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前				
<p>別表第5（第14条の2関係） （略）</p> <p style="text-align: center;">地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 地域再生法（平成17年法律第24号）<u>第17条の17第5項</u>の規定による地域再生土地利用計画に記載する同条第4項第1号に掲げる事項の同意をすること。</p> <p>(8) 地域再生法<u>第17条の36第4項</u>の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。</p> <p>(9)～(11) （略） （略）</p> <p style="text-align: center;">佐渡地域振興局農林水産振興部副部長（農村振興担当）専決事項</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 地域再生法<u>第17条の17第5項</u>の規定による地域再生土地利用計画に記載する同条第4項第1号に掲げる事項の同意をすること。</p> <p>(8) 地域再生法<u>第17条の36第4項</u>の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。</p> <p>(9)～(11) （略） （略）</p> <p>別表第6（第15条関係）</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: none;">専決権限を</td> <td style="border: none;">専 決 事 項</td> </tr> </table>	専決権限を	専 決 事 項	<p>別表第5（第14条の2関係） （略）</p> <p style="text-align: center;">地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 地域再生法（平成17年法律第24号）<u>第17条の7第5項</u>の規定による地域再生土地利用計画に記載する同条第4項第1号に掲げる事項の同意をすること。</p> <p>(8) 地域再生法<u>第17条の27第4項</u>の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。</p> <p>(9)～(11) （略） （略）</p> <p style="text-align: center;">佐渡地域振興局農林水産振興部副部長（農村振興担当）専決事項</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 地域再生法<u>第17条の7第5項</u>の規定による地域再生土地利用計画に記載する同条第4項第1号に掲げる事項の同意をすること。</p> <p>(8) 地域再生法<u>第17条の27第4項</u>の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。</p> <p>(9)～(11) （略） （略）</p> <p>別表第6（第15条関係）</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: none;">専決権限を</td> <td style="border: none;">専 決 事 項</td> </tr> </table>	専決権限を	専 決 事 項
専決権限を	専 決 事 項				
専決権限を	専 決 事 項				

有する者	
(略)	
県税部 副部長 (村上収 税担当、 新潟庶務 ・課税担 当、新潟 収税担 当、新津 収税担 当、柏崎 収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ヒ (略) フ 新潟県産業拠点強化を促進 するための県税の特例に関す る条例(平成27年新潟県条例 第50号)第1条の2及び第2 条の規定により、 <u>法人の県民 税等の不均一課税をすること。</u> ハ <u>新潟県産業拠点強化を促進 するための県税の特例に関す る条例第1条の3の規定によ り、事業税等の課税免除をす ること。</u> (3)・(4) (略)
(略)	
県税部 副部長 (新潟庶 務・課税 担当に限 る。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ネ (略) ノ 新潟県産業拠点強化を促進 するための県税の特例に関す る条例第1条の2及び第2条 の規定により、 <u>法人の県民税 等の不均一課税をすること。</u> ハ <u>新潟県産業拠点強化を促進 するための県税の特例に関す る条例第1条の3の規定によ り、事業税等の課税免除をす ること。</u> (3) (略)
(略)	
(4) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長 等の個別専決事項	
専決権限を 有する者	専決事項
(略)	
新津地域福 祉事務所津 川地区セン ター長	(1)～(8)の2 (略) (8)の3 <u>生活保護法第55条の5 第1項の規定により、進学準備 給付金を支給すること。</u> (8)の4 <u>生活保護法第55条の6 の規定により、被保護者等に報 告を求めること。</u> (9)～(15)の2 (略) (15)の3 <u>生活保護法第78条第3</u>

有する者	
(略)	
県税部 副部長 (村上収 税担当、 新潟庶務 ・課税担 当、新潟 収税担 当、新津 収税担 当、柏崎 収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ヒ (略) フ 新潟県産業拠点強化を促進 するための県税の特例に関す る条例(平成27年新潟県条例 第50号)第2条の規定により、 <u>事業税等</u> の不均一課税をす ること。 (3)・(4) (略)
(略)	
県税部 副部長 (新潟庶 務・課税 担当に限 る。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ネ (略) ノ 新潟県産業拠点強化を促進 するための県税の特例に関す る条例第2条の規定により、 <u>事業税等</u> の不均一課税をす ること。 (3) (略)
(略)	
(4) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長 等の個別専決事項	
専決権限を 有する者	専決事項
(略)	
新津地域福 祉事務所津 川地区セン ター長	(1)～(8)の2 (略) (8)の3 <u>生活保護法第55条の5 の規定により、被保護者等に報 告を求めること。</u> (9)～(15)の2 (略) (15)の3 <u>生活保護法第78条第3</u>

	<p>項の規定により、就労自立給付金費又は<u>進学準備給付金費</u>の費用の額等を徴収すること。</p> <p>(16)～(23) (略)</p> <p>(24) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）<u>第6条第1項</u>の規定により、生活困窮者住居確保給付金を支給すること。</p> <p>(24)の2 <u>生活困窮者自立支援法第7条第1項</u>に規定する生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業に係る支援を決定すること。</p> <p>(25) 生活困窮者自立支援法<u>第7条第2項</u>に規定する生活困窮者一時生活支援事業に係る支援を決定すること。</p> <p>(26) 生活困窮者自立支援法<u>第16条第3項</u>に規定する認定生活困窮者就労訓練事業に係る支援を決定すること。</p>		<p>項の規定により、就労自立給付金費の費用の額等を徴収すること。</p> <p>(16)～(23) (略)</p> <p>(24) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）<u>第5条第1項</u>の規定により、生活困窮者住居確保給付金を支給すること。</p> <p>(25) 生活困窮者自立支援法<u>第6条第1項</u>に規定する生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業及び生活困窮者家計相談支援事業に係る支援を決定すること。</p> <p>(26) 生活困窮者自立支援法<u>第10条第3項</u>に規定する認定生活困窮者就労訓練事業に係る支援を決定すること。</p>
(略)		(略)	